

# 財政総論 (参考資料)

財務省

2025年11月5日

# 財政に関する国民の意識の現状と情報発信の在り方

- 財政に関する意識調査によると、国民の過半数は財政赤字は（ある程度）問題としつつも、その要因や改革の方向性については、国民と経済学者との間で乖離が存在。
- 財政をはじめとする社会の持続可能性の確保に向けて当事者としての関心を高めてもらうための手段の1つとして、フューチャー・デザインの考え方を普及する取組が有効であり、端緒に様々な議論が社会各層で広く自発的に進むよう後押しすることが必要。

## 財政に関する国民の意識の現状

| 設問内容                                       | 選択肢             | 経済学者  | 国民    |
|--------------------------------------------|-----------------|-------|-------|
| 日本の財政状況についてお伺いします。財政赤字についてどのようにお考えですか。     | 財政赤字は大変な問題      | 44.3% | 40.4% |
|                                            | 財政赤字はある程度問題     | 42.2% | 25.1% |
|                                            | どちらともいえない       | 5.7%  | 10.3% |
|                                            | 財政赤字はあまり問題ではない  | 6.0%  | 8.9%  |
|                                            | 財政赤字はまったく問題ではない | 0.7%  | 2.7%  |
|                                            | わからない           | 1.1%  | 12.6% |
| 財政赤字の原因は何だと思いますか。あてはまるものを2つまで選択してください。     | 社会保障費           | 72.0% | 17.5% |
|                                            | 公共事業            | 19.5% | 12.5% |
|                                            | 高い公務員の人件費       | 1.8%  | 40.4% |
|                                            | 政治の無駄遣い         | 41.1% | 71.5% |
|                                            | その他             | 14.5% | 4.6%  |
|                                            | わからない           | 2.5%  | 9.8%  |
| 国民負担と歳出改革の関係について、今後政府はどのような方針で臨むべきだと思いますか。 | 歳出は現状維持で負担増     | 20.9% | 4.7%  |
|                                            | 歳出を増やして負担増      | 15.3% | 11.0% |
|                                            | 歳出を抑えて負担回避      | 34.4% | 57.2% |
|                                            | 歳出を抑えて負担増       | 23.1% | 6.8%  |
|                                            | 歳出を増やす一方、負担回避   | 6.4%  | 20.3% |

意識に乖離が存在

## フューチャー・デザインとは

人々が将来可能性を発揮できる社会の仕組みのデザインと、その実践

※将来可能性：「現世代が自分の利益を差し置いても、将来世代の利益を優先するという可能性」

## フューチャー・デザインの考え方の浸透に向けた取組

- フューチャー・デザインの手法は、現世代と仮想将来世代が交渉や合意形成を行い、世代間利害対立の解消や利害調整を進めることで、将来世代の利益も踏まえた意思決定を行うというもの。
- 令和6年12月、フューチャー・デザインに係る各分野への横展開、情報共有等の基盤となるポータルサイト「はじめてのフューチャー・デザイン」を開設。

## ポータルサイト「はじめてのフューチャー・デザイン」

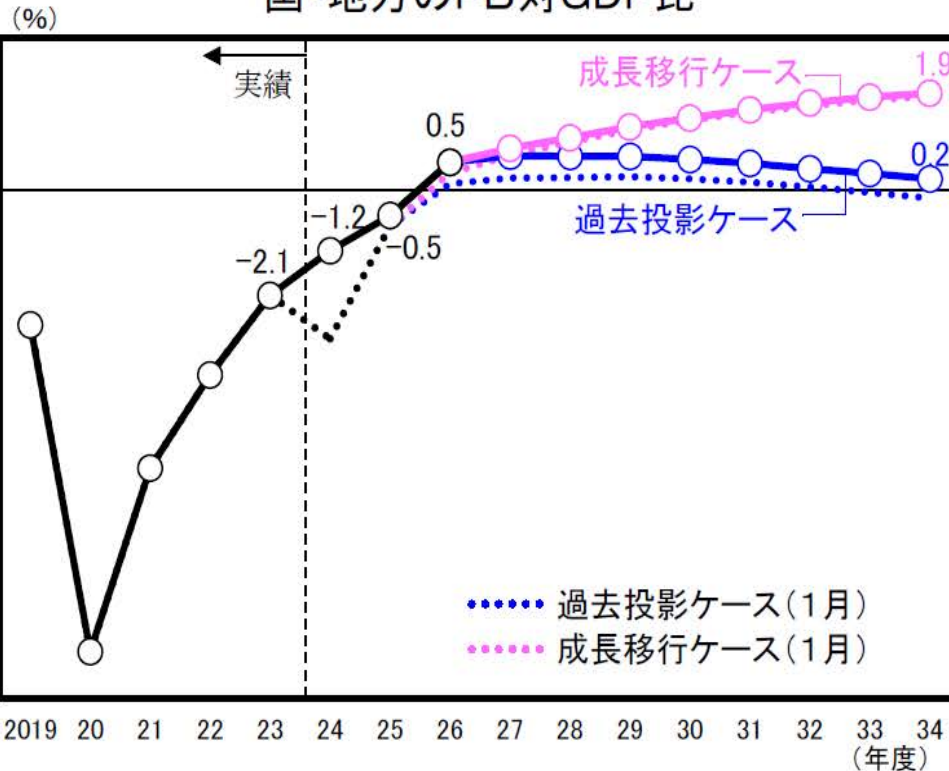


（出所）加藤創太（東京財団研究主幹）「財政問題について経済学者と国民の意識はどう乖離するのか「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」の紹介」より（N=282（経済学者）/1,000（国民））

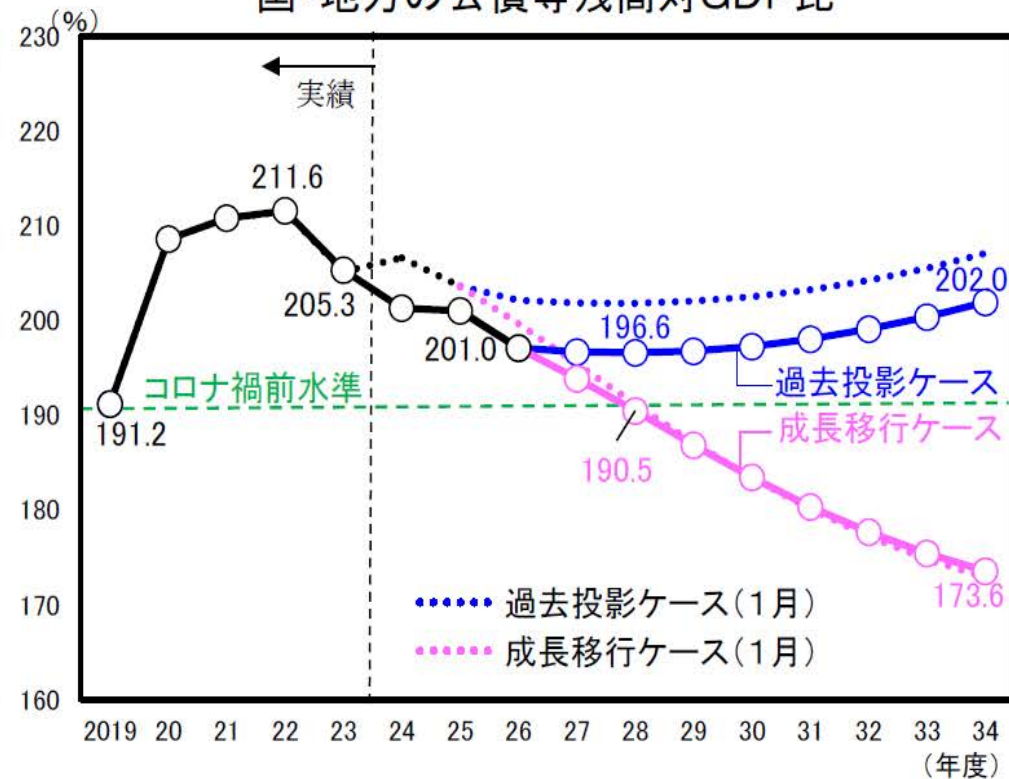
# 内閣府・中長期試算（2025年8月）の結果概要

- 2025年8月の中長期試算では、2025～26年度にかけてPBは着実に改善し、堅調に名目成長率が推移することが見込まれる中、歳出改革努力が継続されることにより、2026年度は黒字となる姿が示されている。
- 公債等残高については、成長移行ケースではPBが黒字化する中で徐々に低下し、2028年度にはコロナ禍前の水準を下回る一方、過去投影ケースでは2020年代後半に上昇に転じる姿が示されている。

国・地方のPB対GDP比



国・地方の公債等残高対GDP比



(注) 「防衛力整備計画」及び「こども未来戦略」、「第1次国土強靱化実施中期計画」は試算に反映している。いわゆる教育無償化（高校無償化、給食無償化等）に伴う歳出増については、安定財源が確保されることを想定し、PBに影響を与えないと仮定している。その他の具体的に想定されない追加歳出は織り込んでいない。

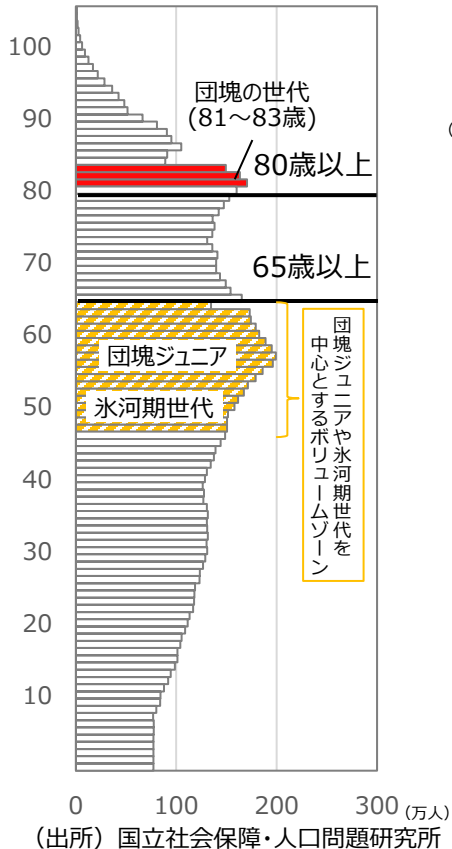
(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

# 複合的な要因が重なる2030年

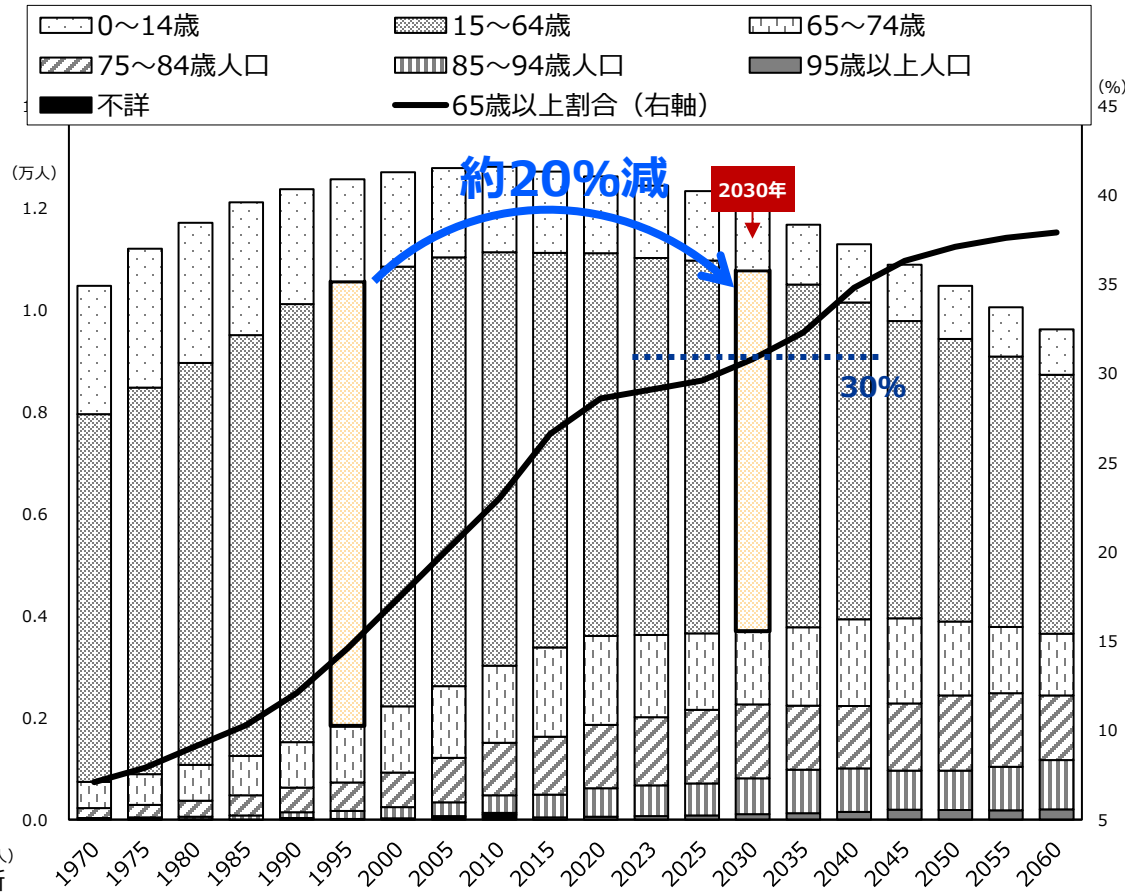
- 2030年、「団塊ジュニア世代や氷河期世代を中心とするボリュームゾーン」が65歳以上の高齢者に差し掛かり、**高齢化率は30%超え、再び急激な上昇**を始める。一方で、2030年には**生産年齢人口の人数は、ピーク時の1995年から比べて20%減少**し、社会の支え手は更に減少していく見込み。
- 高齢者人口の増加と支え手の減少により、**65歳以上の高齢者1人に対する生産年齢人口の割合は、2030年に2人を切る見込み**となっており、**全世代が負担をともに分かち合い、互いに支え合う経済社会**を目指していくことが重要。
- 人口減少が本格化する2030年代以降も持続可能な財政と社会保障を維持していくためには、**2030年度までの「経済・財政新生計画」の期間内に、人口動態を踏まえた財政や社会保障制度の改革に取り組む必要**。

## 2030年

総人口(1億2,012万人)

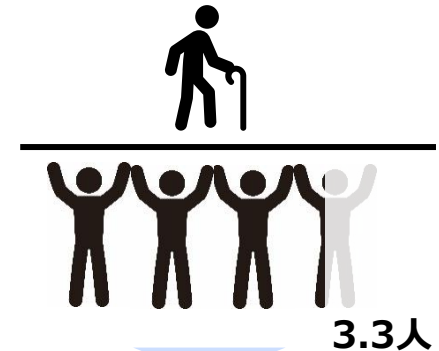


## 高齢化率の推移

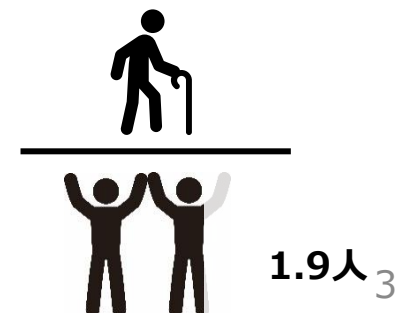


全世代が互いに支え合う  
ことが必要な社会に

2005年



2030年



# 足元のタームプレミアムの動き

- 一般に、「長期金利」は、先行きの短期金利の市場における見通しである「期待短期金利」と投資家が長期債をリスクイクすることにより求める「タームプレミアム」に分解される。

長期金利  
(10年ゼロクーポン金利)

=

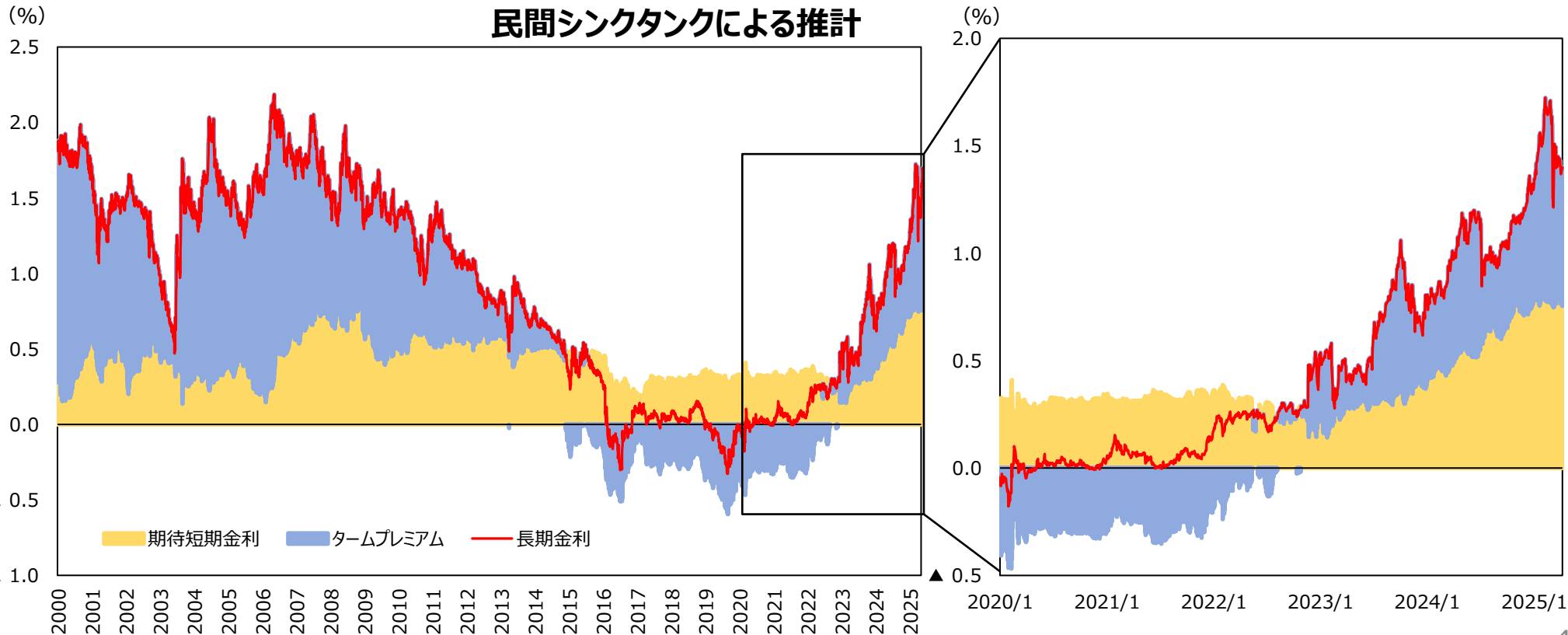
期待短期金利  
(マーケットが予想する将来の短期金利)

+

タームプレミアム  
(期間に応じて投資家が求める上乗せ金利)

- タームプレミアムは、流動性（売買のしやすさ）、ボラティリティ、投資家需給等の様々な要素が含まれるが、「財政リスク」もその主要な要因。
- なお、日本銀行「金融政策の多角的レビュー」では、大規模な金融緩和の経済への影響について、「国債買入れによる長期金利の押し下げ効果は、均してみれば概ね▲1%ポイント程度」とされている。

## 民間シンクタンクによる推計



(出所) Bloomberg、日本銀行「金融政策の多角的レビュー」

# 特例公債法の概要

- 財政法第4条は、公共事業費等の財源のため以外には公債の発行を認めていない（非募債主義）。そのため、歳入不足を補うために発行しているいわゆる赤字国債（特例公債）は、財政法の例外として、特例法により発行権限を授權してきた。
- 平成24年度は、特例公債法がねじれ国会のもとで秋まで成立せず、執行抑制を実施。その後、三党合意（民主党・自民党・公明党）を経て、議員修正によって、複数年度授權を規定（平成24年度～27年度の4年間）。
- 以降、平成24年度法を改正する形で、平成28年改正、令和3年改正においてそれぞれ5年間ずつ延長。現行法の授權期間は令和3年度～7年度となっているため、当該期間後に特例公債を発行するためには、授權のための法制措置が必要。

## ➤ 条文抜粋

### 財政法（抄）

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入

を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

2・3（略）

### 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（抄）【現行法】

第3条 政府は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2～4（略）

第4条 政府は、前条第1項の規定により公債を発行する場合においては、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

## ➤ 特例公債法の経緯

### 昭和50年度～：特例公債を継続的に発行

- ✓ 昭和50年度以降、継続的に特例公債の発行を開始。なお、当初予算における特例公債の発行は、昭和51年度当初予算が初。
- ✓ 以降、単年度立法で特例公債法を制定。  
※平成2年度～5年度は当初予算で特例公債を発行していない。

### 平成24年度：議員修正により複数年度授權（4年間）

- ✓ 平成24年度は、衆参ねじれ国会のもとで特例公債法が秋まで成立せず、執行抑制を実施。
- ✓ 最終的に民主党・自民党・公明党の間で三党合意が行われ、議員修正により4年間（平成24年度～27年度）の発行権限を授權する形で成立。

### 平成28年度～：複数年度授權（5年間）

- ✓ 政府提案により、5年間（平成28年度～令和2年度）の発行権限を授權する改正法が成立。

### 令和3年度～：複数年度授權（5年間）

- ✓ 政府提案により、再び5年間（令和3年度～7年度）の発行権限を授權する改正法が成立。